

2019年4月23日

各 位

株式会社九電工

築上町し尿処理施設建設工事に関連する弊社社員の起訴について

今般、弊社社員4人が、築上町し尿処理施設建設工事に関連して、下記のとおり贈賄又は談合で起訴されました。

弊社では、この事態を厳粛に受け止め、引き続き、社外取締役、社内・社外の監査役、弁護士及び社内のコンプライアンス担当部門で構成した調査委員会において、事実関係の把握、原因の究明及びこれらを踏まえた再発防止策の策定を鋭意進めております。

お客様や株主をはじめ、すべての皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしており、改めてお詫び申し上げます。

記

1. 贈賄について

2019年3月30日に逮捕された弊社行橋営業所長（逮捕当時）が、本工事が落札できるよう築上町町議に依頼した見返りに、同町議に対し、約800万円を供与したとして、贈賄で、同年4月19日に起訴されました。

なお、弊社行橋営業所長（逮捕当時）は、同年3月29日、公契約関係競売入札妨害によっても起訴されております。

2. 談合について

2019年4月3日に逮捕された弊社社員3人が、本工事が確実に落札できるよう他の入札業者との間で入札価格をあらかじめ調整したとして、談合で、同月22日に起訴されました。

以 上